

## 別紙 1

### 男女共同参画に関わる苦情処理における男女共同参画室の役割について（案）

#### （1）基本的役割

- ・ 男女共同参画に関わる苦情について、苦情処理委員会または調停委員会、調査委員会に対して、必要があると認めるときは、助言を行なうことができる。  
\* 基本的には、助言者としての役割を果たすことを明記
- ・ 苦情の内容については、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」との関係にも留意する。  
\* 「男女共同参画」の苦情処理として出てきた事項でも、「ガイドライン」に照らせば「セクシュアル・ハラスメント」として対応可能な案件が一定数あると思われる。

#### （2）男女共同参画室に直接寄せられた相談への対応

- ・ 原則として、苦情処理委員会への苦情処理申し立ての助言または仲介を行なう。  
\* 相談を聞き、苦情処理申し立ての仕組みや方法を説明する。「仲介」というのは必要な場合は参画室が申し立ての一部を代行することもあり得るかもしれないという趣旨である。例えば、書類の作成の代行等を念頭に置いている。
- ・ 次の事項については、男女共同参画室としての調査・処理も検討する。  
男女共同参画室が調査・処理することが可能かつ適当と認められる事項。  
\* 相談事項によっては、委員会に上げずとも、参画室として対応可能かつその方が望ましいものもあり得るため。比較的解決が容易な事項を念頭に置いている。原則はあくまで苦情処理委員会であることに留意。

#### （3）情報の集約

- ・ 名古屋大学における将来的な男女共同参画の推進という観点に鑑み、男女共同参画室に、相談内容及び処理の結果並びに講じた措置の内容についての情報を集約する。  
\* 問題によっては、その問題そのものの解決に止まらず、当該問題が長期的な男女共同参画の推進にとって、無視できない意味を持つものもあり得る。そのため、男女共同参画関連の苦情については、参画室が直接調査・処理を行なうかどうかにかかわらず、情報を集約しておくことが、全学的な観点から望ましいと考えられる。